

## 地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成27年12月24日  
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部（12月22日、閣議）において、地方からの提案等に対する対応方針が示されましたが、関西広域連合から提案を行った25項目の対応状況については、下記のとおりとなっております。

### 1. 全国の対応状況 \*地方分権改革推進本部配付資料より抜粋 (件数)

|             | 提案の趣旨を踏まえ対応 | 現行規定で対応可能 | 小計  | 実現できなかったもの | 合計  |
|-------------|-------------|-----------|-----|------------|-----|
| H27         | 124         | 42        | 166 | 62         | 228 |
| (参考)<br>H26 | 263         | 78        | 341 | 194        | 535 |

※「予算編成過程での検討を求める提案」については、追って国から対応が示される予定

### 2. 連合提案の対応状況 ◎本部事務局で分析し、さらに区分したもの

| 回答結果                               | 項目数 | 提案項目(丸数字の提案は対応方針に記載有り)  |
|------------------------------------|-----|---|
| 提案の趣旨を踏まえ対応                        | 7   |   |
| 実現及び実現されそうなもの                      | 1   | ①介護保険における住所地特例の適用対象の拡大  |
| 今後必要となる検討が行われるもの                   | 3   | ②国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し<br>③大規模災害発生時の外国人医師の受入れ<br>④特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲  |
| 提案内容とは異なる措置がなされるもの<br>*意見聴取の仕組みの構築 | 3   | ⑤大学設置認可に係る事務・権限の移譲<br>⑥地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲<br>⑦地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲  |
| 現行規定で対応可能                          | 3   |   |
| 現行規定で対応可能なことを明確化                   | 1   | ⑧広域連合における地方版総合戦略の策定等  |
| 現行規定で対応可能(対応方針には記載されないもの)          | 2   | ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)<br>・大規模災害における広域連合の代行   |
| 小計(対応できるもの)                        | 10  |   |
| 実現できなかったもの                         | 7   | ・近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止<br>・複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲<br>・複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲<br>・国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲<br>・国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲<br>・保険医療機関の指定・監督権限の移譲<br>・自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給 |
| 合計                                 | 17  |   |

|                                       |    |  |
|---------------------------------------|----|--|
| 予算編成過程での検討を<br>求める提案                  | 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興に係る決定権限の移譲</li> <li>・農林水産業振興に係る決定権限の移譲</li> </ul>  |
| 具体的な支障事例が具体的<br>に示された場合に調整<br>対象とする案件 | 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲</li> <li>・診療報酬決定権限の一部の移譲</li> <li>・介護報酬決定権限の一部の移譲</li> <li>・観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲</li> <li>・国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大</li> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲</li> </ul> |
| 総計                                    | 25 |  |

※ 共同提案（37項目）の対応状況は、別紙1のとおり

### 3. 対応方針における具体的な記載

#### ① 介護保険における住所地特例の適用対象の拡大

##### 【厚生労働省】

##### 介護保険法（平9法123）

必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平13法26）5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみのを提供する高齢者向けの賃貸住宅）については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当（老人福祉法（昭38法133）29条1項）し、住所地特例の適用対象となることが可能（13条1項）であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

#### ② 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し

##### 【国土交通省】

##### 国土利用計画法（昭49法92）

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### ③ 大規模災害発生時の外国人医師の受入れ

##### 【内閣府】 【厚生労働省】

##### 災害対策基本法（昭36法223）

大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### ④ 特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲

##### 【消費者庁】

##### 特定商取引に関する法律（昭51法57）

複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### ⑤ 大学設置認可に係る事務・権限の移譲

##### 【文部科学省】

##### 学校教育法（昭22法26）

大学の設置の認可（4条）については、大学の地域に対する社会貢献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校法人審議会において、それらの地方公

共団体から意見聴取を行うこととするとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

- ⑥ 地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲
- ⑦ 地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限

**【文部科学省】**

**私立大学等経常費補助金**

私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業（タイプ2）については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

- ⑧ 広域連合における地方版総合戦略の策定等

**【内閣官房】**

**まち・ひと・しごと創生法（平26 法136）**

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（9条）及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（10条）については、地方自治法（昭22 法67）284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平26 内閣審議官）を改正し、地方公共団体に周知する。

**4. 昨年度の提案（リサイクルの推進に係る事務・権限の移譲）の対応状況 \*別紙2参照**

昨年度の国の対応方針で「関係する審議会で見聞聴取を行い、的確な執行のあり方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたことから、国の中央環境審議会 循環型社会部会（平成27年10月1日）での意見聴取等が行われるなど検討が進められた結果、今回の対応方針で対応（フォローアップ）の状況が示された。

## 共同提案（37項目）の対応状況

## ◎提案団体及び本部署事務局で分析して区分したもの

| 回答結果                                | 項目数 | 提案項目   |
|-------------------------------------|-----|--|
| 提案の趣旨を踏まえ対応                         | 14  |  |
| 実現及び実現されそうなもの                       | 7   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定予防接種の保護者同意要件の緩和（京都府）</li> <li>・一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする（京都府）</li> <li>・都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること（大阪府）</li> <li>・地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管（兵庫県）</li> <li>・地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和（兵庫県）</li> <li>・非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和（兵庫県）</li> <li>・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和（兵庫県）</li> </ul> |
| 今後必要となる検討が行われるもの                    | 6   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し（滋賀県）</li> <li>・高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大（上限2年→3年）（京都府）</li> <li>・政令指定都市の土地区画整理事業計画に係る意見書について都道府県都市計画審議会から政令指定都市都市計画審議会に付議するよう変更（京都府）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し（兵庫県）</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直し（兵庫県）</li> <li>・高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大（鳥取県）</li> </ul>  |
| 提案内容とは異なる措置がなされるもの<br>* 意見聴取の仕組みの構築 | 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲（兵庫県）</li> </ul>  |
| 現行規定で対応可能                           | 2   |  |
| 現行規定で対応可能なことを明確化                    | 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和（鳥取県）</li> </ul>   |
| 現行規定で対応可能（対応方針には記載されないもの）           | 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正（兵庫県）</li> </ul>  |
| 小計（対応できるもの）                         | 16  |  |
| 実現できなかったもの                          | 8   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護に関する診療報酬において、訪問看護ステーションの相互連携によるサービスの提供の評価（滋賀県）</li> <li>・被災者生活再建支援制度について支援対象の拡大（京都府）</li> </ul>  |

|  |           |   |
|--|-----------|---|
|  |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲（京都府）</li> <li>・ 診断群分類別包括制度（DPC）対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長（兵庫県）</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和等（兵庫県）</li> <li>・ 国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲（兵庫県）</li> <li>・ 道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大（鳥取県）</li> <li>・ 被災者生活再建支援制度の適用拡大（徳島県）</li> </ul>   |
| <b>合計</b>                                      | <b>24</b> |   |
| <b>予算編成過程での検討を<br/>求める提案</b>                   | <b>4</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充（京都府）</li> <li>・ 治山事業に関する採択基準の緩和（兵庫県）</li> <li>・ 学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実（徳島県）</li> <li>・ 「防災・安全交付金」の要件を緩和（徳島県）</li> </ul>   |
| <b>具体的な支障事例が具体的<br/>に示された場合に調整<br/>対象とする案件</b> | <b>9</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し（兵庫県）</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し（兵庫県）</li> <li>・ 基準病床数の総量規制の見直し（兵庫県）</li> <li>・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の見直し（兵庫県）</li> <li>・ 要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化（兵庫県）</li> <li>・ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和（兵庫県）</li> <li>・ 都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲（兵庫県）</li> <li>・ 地域商店街活性化法に関する認定事務等の権限移譲（兵庫県）</li> <li>・ 総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和（兵庫県）</li> </ul> |
| <b>総計</b>                                      | <b>37</b> |   |

## 昨年度の提案（リサイクルの推進に係る事務・権限の移譲）の対応状況

### 1. 対応の経過

昨年度の国の対応方針で「関係する審議会で意見聴取を行い、的確な執行のあり方について、原則として27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされた。

その後、国の中央環境審議会 循環型社会部会（平成27年10月1日）での意見聴取等が行われるなど検討が進められた結果、国と地方公共団体との連携を強化するため、今回の国の対応方針で以下のとおり対応していくことが示された。

### 2. 今回の対応方針における具体的な記載

#### ① 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の移譲

食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告（9条1項）については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めるよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令を改正する。[措置済み]

#### ② 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の移譲

容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形で公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。

#### ③ 特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の移譲

再商品化等の認定（23条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。

#### ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の移譲

使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なリサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成28年度中に講ずる。

#### ⑤ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の移譲

再資源化事業計画の認定（10条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。